

令和元年12月

お客さま各位

福島信用金庫

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について

「令和元年台風19号」の災害により、被災された地域の皆さまには心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

今回の台風19号につきましては、内閣府より災害救助法の適用が公表されましたので、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が対象となります。

災害により、住居、勤務先等の生活基盤が影響を受け、住宅ローンのご返済ができなくなるなどの一定の要件に該当する方は、免除・減額を申し出ることができます。

当金庫は、被災された皆さまにきめ細かく迅速に対応させていただきますので、本ガイドラインの利用を考えている際には、お気軽にご相談ください。

なお、本ガイドラインの詳細につきましては、下記によりご確認ください。

[自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン](#)

以上